

民法学における法的・人間像の再構成と「弱者」概念

—労働法学における「弱者」概念との対比の試み—

On the theme of "Person" in the Law
～Comparative Study between Citizen Law and Social Law～

福 島 淳

Fukushima Jyun

社会科教育講座

(平成13年9月10日受理)

目 次

- 一 はじめに
- 二 労働法における人間像と「弱者」概念
- 三 近時の民法学における法的・人間像の再構成
 - (一) 「現代市民社会」への変容とされること
 - (二) 法的・人間像の再構成
- 四 民法学における「弱者」概念の機能
- 五 おわりに—民法の社会法化と労働法の市民法化（社会法性の希薄化）

一 はじめに

民法（財産法）施行から100年を過ぎる時点では、その時点を契機としたいくつかの企画が、各法律雑誌に見られた⁽¹⁾。それらにおいては、民法典（財産法）が100年を超える長きにわたって、ほとんど大きな改正を経ることなく維持されてきたことへの「評価」が示される一方、近時の急激な社会経済変化への対応が、従来型の法的枠組（理論、立法の両面に亘って）でもっては、適切に対応できないことが提示されている。そのなかで、理論上、「弱者」概念をあらためて「法的・人間像」の中心に据えて、従来の民法理論と激変する実態との間に乖離を埋める試みが、有力な1つの潮流として見られる⁽²⁾。

ただし、すでに従来の民法理論上、法と現実（実態）との乖離に対しては、立法（法改正）に依ることをできるだけ抑制しつつ（法的安定性の維持）、法理論（解釈・適用）による柔軟な対応（具体的妥当性の模索）がなされてきたといえよう。すなわち、立法（法改正）によることが抑制されるなかで、既存の法理論の枠組（法的パラダイム）を組替える形で、社会経済発展が生み出す

新たな重大な課題に対応してきたといえる（代表的には、権利濫用理論、信義則理論、不法行為法理論の展開）。

近時の民法理論上の「弱者」概念の積極的導入は、日本経済社会の激変が生み出す新たな種々の法的重要課題への対応のために新たに提示される民法理論のパラダイムのなかで、いかなる位置づけがなされるのか。このような近時の民法理論の1つの潮流すなわち新たな民法学のパラダイムの構築の試みにおいて重要な概念となっているはずの、そこでの「弱者」概念はいかなる特徴を賦されたものなのか。

ところで、「弱者」概念は、労働法における基礎概念として、その法領域において長らくその深化作業が進められてきたことは、周知のことである。そこで「弱者」概念は、労働法上の独自概念とされる「従属性」概念に細論化してきた。

近時の民法学上の論議を、このような「弱者」概念が従来もっぱら労働法領域において果たしてきた理論的歴史に重ね合わせて見るとき、以下の点が考察されるべき課題として見出される。すなわち、

- ① そもそも「弱者」概念とはいかなる概念なのか。
- ② 民法理論における「弱者」概念の導入は、他の法領域にいかなる影響を及ぼすのか。とりわけ、従来独自の展開を遂げてきた労働法理論における「弱者」概念との比較という観点からは、その意義と機能の異同はどうなのか。

本稿では、これらの課題について、近時の論議状況に関する一定の確認を行い、そのうえで若干の検討を試みたい。

(1) 民法施行100年を契機として、法律雑誌では種々の企画が実施された。代表的なものとして以下の著作が挙げられる。『特集・民法典の百年と実務・判例』(法律時報71巻2号),『特集・民法典と日本社会』(法律時報71巻4号),『特集・民法100年 新時代の民法を展望する』(ジュリスト1126号),『特集・これからの社会と民事法』(法学セミナー501号),『特集・民法のなかの「人間』』(法学セミナー529号)など。

さらに、この種のテーマに関連する論文として、吉田克巳「現代市民社会の構造と民法の課題1」以下(法律時報68巻11号以下),吉田克巳「90年代日本法の変容」(法律時報72巻9号5頁以下)など。

(2) 「近代法パラダイム」に代わる「新たな民法のパラダイム」(代表的には、契約法領域における「古典的契約法パラダイム」に代わる契約法パラダイム)の模索である(吉田・前掲「課題1」25頁)。

「社会における経済力関係、またそれを反映した法形成における力関係の差を強調しつつ、国家の介入によってその是正を求める」という発想は、現代法理論の1つの潮流を代表するものといってよい。それにはさまざまな法律関係における社会的弱者保護を、强行法の制定によって図ろうとする発想(社会法論)もあるし、裁判における一般条項などの活用によって、近代法パラダイムの形式合理性に代えて、実質合理性の実現を志向する議論もある。(吉田・前掲「課題6」61頁)

二 労働法における人間像と「弱者」概念

前述の通り、「弱者」概念は、労働法においては「従属(Abhängigkeit)」概念として細論化され深化・蓄積されてきた。そして「従属」概念は、ドイツ労働法理論を重要な手がかりとしながら、かつ戦後日本の歴史的特性に規定されながら(階級闘争を基軸とする労働組合運動に象徴されるよう),形成されてきたといえる。すなわちそれは、<労・資の階級的対立構造=階級的従属関係>との構図が基底に置かれて、概念化されてきたといえる。

もとより「弱者」概念は、労働法(社会法)(=現代法)における(法的)人間像のいわば徵表である。労働法=社会法における人間像の捉えられ方は、以下のように約言えよう。すなわち、労働法は、現代法形成のさきがけとして登場したものであって、その当初においては生存権概念はもっぱら労働基本権を意味するものとして観念されていた。さらに留意すべきことは、労働立法の形成期においては、それは経済的弱者たる労働者の保護、生活条件の向上という社会政策的立法としての性格をもっていたことは否定しがたい。しかし、現代法秩序のもとでの労働法はその政策的性格を脱却し、現代社会の法的基本原理の法的発現の体系としての規範立法的性格をもつものになっている。かくして労働法は生存権理念に基づき、資本制秩序を前提としつつ、市民法原理を修正し独自の法原理によって展開される法の分

野と画定されるに至る。そして、そこで独自の法原理として、主に次の2点が挙げられる。①法的人間像の独自的把握。すなわち近代市民法においては、使用者も労働者も現実の社会経済関係から切り離された抽象的な法的個人格であり、いずれも抽象的な「人(Person)」として規定された。しかるに、市民的自由は労働者(階級)にとっては経済的不自由・不平等をもたらす以外には意味がないという資本制社会の現実を踏まえて、そこに現実の生活を営む具体的人間(Mensch)を法的主体として、再構成することとなる。②社会的集団としての労働組合に能動的法的主体たる地位を認め、かつ使用者(団体)と対抗的関係にある労働組合に法秩序形成の主体たる地位を認める⁽¹⁾。

このような独自の法原理に立つとされる労働法の現実課題への対応は、もとより憲法の関連規定(25条、27条2項、28条)と労働法令(労基法、労組法等)に拠ってなされてはきたが、従来のその特徴を見ると、労働法理論の重心は集団的労働関係に置かれてきたといえる。そしてその基礎には、労働組合が社会を変革し、新たな法規範を創造するとの法思想が据えられていた⁽²⁾。なお「従属」概念は、「弱者」概念の細論化であると理解されることを先に述べたが、この概念は、「労働力」商品の取引に固有な当事者関係(人格的・継続的契約関係)に着目され、導き出される点に注意する必要がある。ただ、「従属」概念に関する対立的捉え方のなかで、「経済的従属性」に注目すれば、そこには労働関係は一般財貨の取引関係

における一方当事者（消費者）の立場ともい重なる性質部分が見い出されよう⁽³⁾。

ところで、以上のようなわざ戦後労働法（社会法）学において積み上げられてきた労働法における人間像＝「弱者」概念に関して、近時以下のような別異の見解が提示されていることに注意されねばならない。すなわち、1つは、労働法における「弱者」の通有性は見直されるべきであるとの見解である。すなわち「市場における弱者保護としての労働法」との従来のコンセプトは、労働法を取り巻く社会経済的環境の変化（「社会経済の成長・成熟」）によって変容していると把握され、「労働者のなかに、かつてのような『絶対的な弱者』というタイプが減少し、『相対的な弱者』あるいは『もはや弱者とみるべきではない』といったタイプも目立ちはじめた」とする。あるいは「労働法の対象となる労働者像が画一的で、取締的で、強行的な規制を加える対象になじむ『集団としての労働者』から、当事者の意思を尊重しつつ、個別的で、補完的な方法で任意的規制を行う方が適切な『個々人としての労働者』へと転換しつつある」と捉えられる。そして総体的には、「一方に弱者として強度の保護がなお必要な伝統的な労働者層が残るとともに、他方に保護よりも自己決定に力点をおいて、もっと選択の余地を拡張することを考慮すべき新しいタイプの労働

者層が増えつつあり、その間に保護と自己決定との微妙なバランスに配慮しなければならない中間的な労働者層が広がっている」と把握する⁽⁴⁾。

2つは、生存権に立脚する集団的労働関係法理論が優位を占めてきた従来の労働法理論のパラダイムからの転換を提起する見解である⁽⁵⁾。すなわち、戦後の労働法学が非常に強く戦後的な状況に拘束されて生存権優位の議論に、つまり生存の価値、そのための団結の価値が個人の自由に優越するといった枠組みの理論になっていた、ととらえたうえで、戦後状況の変化を経た今日では、個人の自由をより重視した理論構成をめざすべきだと提言されるのである。

これらの見解における共通項は、労働者を個人として位置づけなおし、自己決定を認めるところにあるといえるが、それぞれが目指すところは、根本的に異なるように思われる。すなわち、前者の見解は市民法への接近（回帰）という方向性がうかがえる一方、後者の見解は「労働者をいったん自由な個人に還元してから団結を再構成しよう」という考え方」が構想されている⁽⁶⁾。

なおこれらの見解に対しては、あるいは「労働者」という法的人間像を直ちにいわば解体することに対して疑問が提示されているし⁽⁷⁾、あるいは生存権理念の浸透を阻害するとの批判が向けられている⁽⁸⁾。

- (1) 林迪廣他編『講義労働法I』青林書院10頁以下。
- (2) 戦後日本労働法学をリードしてきた「沼田労働法学」は、「社会変革、社会主義を志向する思想を基礎としていた」。すなわち「法解釈をたんに与えられた規範に整合的解釈を与える作業とみるのではなく、規範そのものが運動によって変動させられ、形成されるという観点から法の形成に寄与するような法解釈をなすべきだという認識」に立っていた。これとは対照的に、「現在の労働法学の大勢は」「支えられた規範の整合的解釈」というオーソドックスな法解釈を行なうというのが支配的な傾向である（田端博邦「戦後歴史過程と労働法学（下）」労働法律旬報1368号10頁）。
- (3) 「従属労働の経済的・社会的本質の認識という問題次元では、『経済的従属』は、労働者の階級的従属を基底として生ずる従属現象のなかで、個々の労働者が労働力=商品の売買にあたり『経済的弱者』として、使用者の提示した条件を甘受せざるえない状態をさす語」とされる（蓼沼謙一『現代講座労働法1』93頁）。
- (4) 菅野和夫／諏訪康雄「労働市場の変化と労働法の課題」日本労働研究雑誌418号2頁以下。
- (5) この見解は西谷敏教授に代表される（西谷『労働法における個人と集団』、同「労働法における自己決定」法律時報66巻9号26頁以下）。ここでは、同教授の理論的特徴について分析した田端博邦「戦後歴史過程と労働法（上）」（労働法律旬報1367号6頁以下）、「同（下）」（同誌1368号4頁以下）に拠る。
- (6) 後者の見解が目指す方向については、田端・前掲労旬1367号16頁。
- (7) 前掲・菅野／諏訪論文（注4）に対しては、「[そこに言うように] 労働者が本当に労働市場において自立した取引主体になれるかどうか、かなり問題があります」（田端・前掲労旬1368号10

頁)との疑問の提示があり、また、「『労働の従属性』については、高度成長による『豊かな労働者』の出現が、労働者の市民としての意識を定着させたという社会的背景から、その内容や存否を含めさまざまな議論がなされているが、資本制賃労働のはらむ基本的問題が解消されたわけではなく、労使関係における労働者の実質的自由の確保が、強制の契機を含む集団的行使によって初めて現実的たりうることを、否定することはできないであろう」(角田邦重「団結権と労働者個人の自由」日本労働法学会誌77号144頁)との批判的見解があげられる。

- (8) 西谷理論(注(5))に対しては、「契約の自由あるいは私的自治の労使関係への適用という形をとて行われている『労働法の市民法化』とでもいべき現象が、その実態において、生存権理念の労使関係への浸透に対する阻止的機能を果たしていると思われる」(角田・前掲日本労働法学会誌77号144頁)との批判があげられる。

三 近時の民法学における法的人間像の再構成

民法理論における近時の潮流として、その理論的パラダイムの変換が模索されている。すなわち、激変する現代日本社会が生み出す困難な諸課題に対応しうる民法理論が模索され、主としてその機能に関しての点検と理論的再編が論じられている。

そこでは、近時の激変する社会経済状況の下では、明治民法の機軸として据えられてきた「法的人間像」が十全には適合しにくい生活関係が問題化していること、そしてそれへの適切な法的対応の必要性が論じられている。すなわち、既存の民法における「人」と規定される人間像(すなわち合理的・抽象的人間像)と、一方での多くの生活関係において現実に立ち現われる法主体たる社会的経済的存在としての具体的人間と、この間に著しい乖離が顕わくなっていることをもはや直視せざるをえないとの認識を起点とするものと思われる。

そのように今日、その近代市民法上の人間像を、現実の社会関係に即する人間像として再把握する必要が論じられ、他方、そのことは立法にも反映されつつあるとされる(例えば、消費者に関する消費者契約法、高齢者に関する成年後見制度の民法典への組込みなど)。すなわち、近代市民法における法的人間像=「自律的で強い人間」との人間像を、「保護を必要とする弱い人間」と捉え直すのである。しかもさらに、後者の法的人間像は、「自律のために支援を要請する個人」とも捉え直される⁽¹⁾。

このように改めて具体的に「弱者」として把握し直される生活関係(ないし生活局面)は、その「弱者」概念をもとに、消費者をめぐる生活関係、高齢者をめぐる生活関係、さらには女性をめぐる生活関係、子供をめぐる生活関係などとし

て、その生活関係ごとに束ねられる。

施行から100年を超える民法(財産法)が、かくも長いあいだほとんど改正されずにその役割を果たしてきた所以は、新たに生起する諸問題に対して柔軟に対応法理論が適宜構築されてきたことに負うことは、先に指摘したところである。そのような理論歴史の上に、しかし近時、そのような既存の手法では、もはや対応が困難とされ、古典的な「近代法パラダイム」から「新たな民法学のパラダイム」が模索、提唱されている。そのなかで、既存の基礎的法概念、すなわち「法的人間像」を捉えなおす必然性が提唱されている。

このような近時の民法理論の一つの潮流を代表するものとして、前掲の吉田克巳教授による「現代市民社会の構造と民法学の課題」1~15(完)⁽²⁾を中心とする一連の論文が注目される。ここでは、この吉田論文をトレースする形でまず、近時の民法理論において「新たな民法学のパラダイム」への変換が求められている背景、すなわち「市民社会」の変容、その下で捉え直される法的人間像について、一定の確認を試みることとする。

(一) 「現代市民社会」への変容とされること

吉田論文では、近代市民社会の理念と現実に関して、主に川島理論を手がかりとしながら、以下のように把握・提示されている⁽³⁾。

——川島理論によれば、市民社会は、「絶対主義権力に対し自己を主張して自由を獲得した近代的市民の社会であり」、「経済的自律に基づけられた自律的な独自的な社会」である。それはまた、「『自由な個人』のみで成り立つ…」社会、「自律的な個人のアトミスティックな集積にすぎない」社会である。

——近代市民社会においては、その主体が法的に限定されており、かつ、事実的にもその登場人

物が限定されているのである。それは、換言すれば、近代市民社会を構成するのは、強い自律的個人のみであって、「弱い個人は」は原則としてそこから排除されている、ということである。近代市民社会の1つの理念は、対等平等の人格がそこで自律的な意思に基づいて法的関係を取り結ぶ、ということである。この理念は、市民社会の現実の構成員である「強い自律的な家長」の間ではそれなりの現実的基盤をもっていたといってよい。近代市民法の基本理念である私的自治や自己決定・自己責任の考え方は、かかる市民社会のあり方を前提としている。

ついで「現代市民社会への構造転換」について同論文は、現代市民社会を二つの段階に分ける。すなわち、19世紀後半期以降を「現代市民社会Ⅰ」、第二次大戦後の高度経済成長を経て、その成熟期を迎える段階を「現代市民社会Ⅱ」とする。とくにⅡの段階への特徴とされるものに注目すると、「日本の現代社会を主として想定しつつ」整理されるその特徴は、①生産レベル②消費レベル③生活社会内部④非市場領域における生活世界と経済システムとの接触面、の4つのレベルで見いだされるとされる。それらのうち、①生産レベルでの変化として、産業構造の変化と生産力水準の飛躍的上昇 生産主体のレベルでは、それが家族から企業へとほぼ完全に置き換わったこと 巨大企業の出現による、市場の論理が機能する場の平面的広がりの縮減 ②消費レベルでは、消費主体の市民社会における位置づけが圧倒的に高まる。そこでは、市場に供給される商品の種類と量が圧倒的に増大するとともに、消費主体の経済的力量＝購買力も飛躍的に増大 家族や地域共同体が営んでいた機能が、これらの共同体の弱化とともに、各種のサービス産業によって代替される現象の進行が指摘されている。

(二) 法的人間像の再構成

以上のような背景のもとで模索される「新たな民法理論のパラダイム」においては、「弱者」概念はどのように意義づけられ、またいかなる理論的位置づけがなされるのであろうか。

先に二で見たように、労働法における「弱者」概念が、現実の労働運動（実践）に密着して、さらには社会主义運動に親近性を保つ中で、「労働の従属性」として細論化されてきた戦後労働法の主調に比較して、民法学においては法的人間像の再構成、従って「弱者」概念の細論化はどのように構想されているのであろうか。

ところで、「弱者」として束ねられるものは、従来型としては「労働者」、「借地人・借家人」、「金銭借主」などが挙げられている。とくに「労働者」に関しては、社会法の中核をなす労働法として固有の法領域が形成されてきたことはいうまでもない。近時とくに問題対象とされる型としては、「消費者」、「高齢者」がある。このように社会関係という観点からそれぞれを切り取るとても、「労働者」はもとより日常「消費者」として立ち現われるし、またいやでも加齢によって「高齢者」ともなる。このように、同じく「弱者」とされるものも、社会階層（階級？）として束ねうるものと、単なる生活側面での同一性により束ねられるものとがある⁽⁴⁾。

民法理論上、これらを「弱者」概念を共通項にしてそれぞれに束ねられる、その「弱者」たる所以とされるところは、いかなるところに求められるのか。それは例えば、「生身の人間の弱さ」であり、それを「直視する」ところに理論のねらいがあるとされる説明はこの本質を簡潔に示す意味ではわかりやすい⁽⁵⁾。（なお、「弱く愚かな人間」との星野英一『民法のすすめ』は、好んで引用される。）また例えば、若干図式的には、《契約当事者の非対称性→不公正→不公正の回避→特定の社会階層の法的保護》と説明される。そして「これらの多くは、強行法によって契約内容に一定の枠をはめるという形で一定の社会階層の保護を図った。いわゆる保護公序の展開である」とされる。そして「労働者保護」も「消費者保護」と同レベルで対象化されている⁽⁶⁾。ちなみに、別の論者によつては、消費者保護論の一環として、「消費者の形成する団体」が「労働組合」と同列に扱われてもいる⁽⁷⁾。

(1) 吉田克巳「近代から現代へ—民法における『人間像』の転換」法学セミナー529号37頁。

(2) 法律時報68巻11号37頁から70巻38号1頁まで。

(3) 吉田・前掲法律時報論文8（同誌69巻7号50頁以下）。

(4) ちなみに「高齢者」を「弱者」としてどのように束ねるかは、難しいテーマであるようだ。

それは、社会保障法における人間像をどのように捉えるかに共通するテーマでもある。「老化

は生理的現象であり、人によって老い方が違ううえ、現われる問題も老いの段階によって異なるので、高齢者を統一的な概念としてとらえにくいところがある。それは社会的類型であると同時に、時とともに発現する人の側面に光を投じるという機能を担うことにもなる」（「これからの中の社会と民事法」法学セミナー501号26-27頁）とは、その難しさを指摘した例といえまいか。

なお、社会法（労働法、社会保障法）研究者による『高齢者と法』（河野正輝／菊池高志編、1997年 有斐閣）においては、「高齢者」は既存の社会法の中核的概念たる「弱者」としてどのように捉えられ、位置づけられているのかは、大いに関心が向けられた点であるが、「高齢化が、日本社会を規定する最大の要因となったこんにち、それは、人間の尊重を理念とする『社会法』にとって逸することのできない課題である」とされるにとどまっている（同書「はしがき」）。

- (5) 『特集 民法のなかの人間』（法学セミナー529号33頁以下）において共有されているコンセプトであると理解される。
- (6) 吉田・前掲法学セミナー529号論文37頁。
- (7) 大村敦志「人－総論」（ジュリスト1126号11頁）。

四 民法学における「弱者」概念の機能

ここでは、吉田克巳「総論」に始まる「特集・民法のなかの人間」（法セミ529号33頁以下）を手がかりとして、民法学上提唱されている法的人間像＝「弱者」概念は私人間の生活関係の各場面において具体的にはどのように類型化されているのか、また各場面において「弱者」概念はいかに機能しているかを確認してみたい。さてそこでは、結構多様にテーマがとりあげられているが、以下では消費者、多重債務者、意思表示論、および高齢者・障害者について確認する。

(1) 消費者（山本豊教授）

この稿での狙いは、民法典の基礎にある人間像を問う、それが消費者や消費者契約をめぐる法の発展動向とどのような関係に立つかを探るところに置かれる。そしてさらに焦点は、契約法上の問題に絞られる。したがって、いまだ審議段階にあった消費者契約法（仮称）に関して、それが民法典といかなる関係において扱われるべきかが、民法における人間像に関連づけて論じられている⁽¹⁾。

ライトモチーフとされる民法における人間像の転換の問題に関しては、「現代の民法における人間は、抽象的法的人格ではなく、社会的・経済的立場の相違に応じて扱いの違いが認められた、具体的人間として捉えるべきではないかということである」。「強く賢い人間同志の契約を暗黙のうちに想定して定立された形式的契約自由の原則は、大衆消費社会の出現に伴う消費者契約問題の噴出を前に、その適切な制限・変容を余儀なくされる

ことになる」。ただ、「強く賢い人間から弱く愚かな人間へ」（星野英一・民法のすすめ）というテーゼは基本的には支持しうるとしても、以下の点に留意されるべきと指摘する。

- ①消費者を一方的に保護の対象とするもの（=行政的規制の拡大）ではないこと。すなわち、「市場におけるプレーヤーとしての消費者の地位を支援し、強化する方策に重点が置かれるべきではないか」。
- ②「弱く愚か」でない人間は消費者ではないのか。すなわち商取引に経験豊かな者が消費者として登場する場合のその者は、なお「弱く愚かな人間」としての消費者にあたるのであろうか。
- ③消費者にも高齢消費者、若年消費者など多様である。その意味で消費者＝弱く愚かな人間との括り方は、なお画一的・抽象的ではないのか。
- ④すべての人間は消費者であるがゆえに、消費者契約法を抜きにして民法の人間像を語ることはできない。

以上の指摘のなかで、とりあえず注目したい点は、まずそこに描かれている「弱者」は、自律する人格像がなお中核に前提に置かれていること⁽²⁾、つぎに消費者を「弱者」として束ねきれない（括りきれない）困難さがある（それは主に生活上の力量の違いからくる消費者の多様性ともいえる）とされることである。

関連して福島が疑問に思う点は、吉田・総論では、「特定の社会階層の法的保護を目指す特別立法」の対象の1つに「消費者」があげられている⁽³⁾こととの関連である。消費者を「特定の社会階層」と把握することは、はたして妥当であろ

うか⁽⁴⁾。

(2) 個人破産（木村達也弁護士）

消費者金融による150万人の多重債務者・返済不能者の存在という実態を踏まえて、弁護士である筆者は実務経験の立場から多重債務者の救済を課題として論じたものである。そこには、①債務者対債権者という法的構図、②なぜ多重債務に入りこんでいくのか、③債権者からの厳しい取り立てによって追い込まれる債務者の精神状態、身体的状態などが生々しく報告されている。すなわち、この領域に関しては従来ほとんど関心の外に置かれていた「生身の人間の弱さ」が「直視」されている。

「ここには近代市民社会が予想する、冷静かつ合理的に判断のできる市民や、健全な競争原理で形成される市場など存在しない。ここでの消費者・債務者像の特性は、無知・窮迫・軽率、債権者からの取り立てに追われて、返済のために借金を繰り返す社会的・経済的・精神的弱者たる本能的・情緒的な人間しか存在しない」と把握される。

(3) 意思表示（鹿野菜穂子教授）

法的人間像の再構成の課題を錯誤規定（民法95条）の解釈の「動搖」に引き付けて扱われている。すなわち「錯誤規定の解釈の…動搖は、人間像の変容と、それに対応した柔軟な法的解決に対する社会の一つの反映であった」とされる。錯誤規定解釈の「動搖」とは、従来意思欠缺の場合

に限られてきた民法95条の適用につき、動機の錯誤まで含めて相手方の認識可能性等の新たな要件のもとに95条の適用を肯定する見解が学説上多数を占めるに至った流れと、この多数説に接近する下級裁判例の出現をいうものである。

(4) 高齢者・障害者（新井誠教授）

従来の禁治産者・準禁治産者制度が改正されて成年後見制度が導入されることに関して、以下の諸点が論じられている。すなわち、従来の禁治産者・準禁治産者制度が有する問題点、近時の成年後見ニーズの高まり、諸外国（イギリス、ドイツ等）の先進例の紹介そして成年後見制度の要点と位置づけ、に関してである。このなかで、とくに2つの点に注目したい。1つは、諸外国の制度上の共通点として、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視、および任意後見の重視が紹介されているところである。2つは、成年後見制度（法）の市民法=取引法との関係について、「成年後見法は、19世紀型市民法へのアンチテーゼである。取引法の中に埋没してしまった被保護者の人権回復がその主たる目的であり、市民法が志向した取引社会の成熟を前提として、市民法とは異なる理念に立脚しているのが成年後見法である」とされるところである。

(5) なお、吉田教授による「総論」部分は、個別テーマに関する以上の論者によても共有されている基本的コンセプトであると理解されてよいのであろう。

- (1) 消費者契約法制定後の論議としては、「特集・活用しよう、消費者契約法」（法学セミナー549号5頁）以下に特集がある。
- (2) 「ここでは『自律のために支援を要請する個人』という形で、現代における人間像の転換を定式化しておきたい。」との吉田・総論（法学セミナー529号37頁）と共有されているものと理解される。
- (3) 法学セミナー529号37頁。
- (4) 「消費者」は、人の社会的類型というよりも人の一側面であるとする見解がある（法学セミナー501号26-27頁）。

五 おわりに—民法の社会法化と労働法の市民法化（社会法性の希薄化）

本稿では、法的人間像をめぐる近時の論議の状況とそこにおける問題の所在とを確認するにはほどどまらざるをえないが、「おわりに」にあたっ

て、本稿の「はじめに」において挙げた検討課題に関して、若干の言及を試みたい。

1つは、民法理論上の「弱者」概念の導入は、他の法領域、とりわけ労働法領域にいかなる影響を及ぼすのであろうかという課題である。

先に三において見たように、民法理論上の「弱

者」概念の導入場面は、当然のことながら多様である。そしてその広がりは、今後の社会生活関係の多様化・複雑化にともなって、増していくことが予測される⁽¹⁾。そのような流れは、民法＝市民法の「社会法化」とも捉えられるが、この概念がより広く、そしていわばほぼ全法的に及ぼされた場合、「弱者」概念そのものの固有の意義は稀薄化し、それを論ずる意味は失なわれていくことにならないであろうか。

2つは、労働法における「弱者」概念の今日的意義、および民法理論における「弱者」概念との異同についてである。

上に指摘した民法＝市民法の「社会法化」は、なによりも社会法原理に立つ労働法の、その独自性に対しても影響を及ぼすのであろうか。労働法は今後、その原理的独自性を稀薄化し、「社会法化」される民法＝市民法に包摂されいくのであろうか⁽²⁾。

また労働法の近時の動向としては、従来主潮であった「弱者」概念、すなわち階級的観念に立つ「従属」概念にかららずしも捉われない理論潮流が見られることは先に二にて確認したが、それらの理論潮流は上の第1のテーマとも深く関係する。それらに共通する理論的特徴点が、個人としての労働者の位置づけや自己決定を集団的関係において認知するところにあることを先に確認した

が、これらの特徴点は、民法理論における「弱者」概念との異同を考える場合、例えば近時の民法理論として提示される法的人間像の再構成、そしてそこにおける創造概念である「自己決定」や「個人の自立への支援」と、なんらかの理論的親和性を有するのであろうか。これらの概念的、機能的異同が論究されねばなるまい。

なお、以上の課題に加えて、いまひとつの課題として「弱者」概念の整理という観点から、同概念の意義を、限定的意義と普遍的意義に分けて再構成できないか、について、若干言及しておきたい。結論的には、すでに確認してきたように、既存の労働法（社会法）領域においては「弱者」概念の細論化の積み上げがある一方、民法理論においては、そこで新たに用いられる「弱者」概念については、細論化は今後の作業に待たれるようと思われる。その場合、同概念は、いわば全法的に共有されうる意義（普遍的意義）と、その上にあってそれぞれのいわば生活関係に固有の「弱者」たる意義（個別的意義）とに、分けて、同概念の（とくに個別的意義に関しての）特性の析出がなされることが必要であると考えられる。それは例えば、先に見た吉田論文において指摘されていた「場」ごとの「弱者」概念の細論化によって、そこでの理論構成が見えやすくなるように思われる。

- (1) 「[コンピュータやインターネットなどの情報] 技術を扱えることが事実上、情報社会の『参加資格』になってしまい、使いこなせない人たちが社会から疎外されていくことにならないか。市民と政治をつなぐ新たなパイプが、逆に市民参加を狭める装置として機能するのではないか」との懸念（EUの欧州委員会）が指摘され、「このことは、社会全般に関してもいえることであり、今後、社会的に『情報弱者』の出現が問題となる可能性が高い」（松井修視「情報社会と人権」中川義朗編『現代の人権と法を考える』14頁）。
- (2) 長い歴史と理論的蓄積を有する労働組合とそれを支えてきた理論は、民法学においては「個人と社会の自律性を尊重した支援措置」構想のいわば先駆的例として位置づけられるにすぎない（吉田克巳・前掲法学セミナー529号37頁）。